

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎡/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
北海道	北海道	室蘭地区工業用水道事業	115,000	51%	－	35%	65%	71%	789,954	119,367	110%	
北海道	北海道	苫小牧地区工業用水道事業	200,000	65%	0%	35%	43%	48%	1,174,678	176,774	119%	
北海道	北海道	石狩湾新港地域工業用水道事業	12,000	78%	0%	6%	34%	46%	203,141	-151,025	47%	
北海道	美唄市	美唄市工業用水道事業	930	6%	0%	36%	20%	91%	66,568	3,569	10%	企業誘致政策として工業用水道を設置しているため、収支は全く取れておらず、一般会計の繰入で経営している。供用開始後40年以上経過し、施設の更新が迫っている中、廃止も視野に検討している最中である。
北海道	釧路市	釧路市工業用水道事業	15,000	0%	－	94%	29%	47%	62,992	7,123	113%	事業に必要な費用は給水収益で賄えている状況となっているが、近年の物価上昇、特に電気料金や資材の高騰などは経営に影響を及ぼしている。老朽化施設の更新や強靱化を進めていくなかで、水需要の増加や新たな受水企業の参入が難しいなど事業運営は厳しさを増しているが、安定的に工業用水を供給するため効率的な事業運営を図りコスト削減を進め経営の健全化に努めている。
北海道	釧路白糖工業用水道企業団	釧路白糖工業用水道事業	11,160	1%	100%	0%	27%	47%	149,290	0	63%	
青森県	青森県	青森県八戸工業用水道事業	350,000	58%	－	71%	78%	81%	827,047	124,405	118%	
青森県	五所川原市	五所川原市工業用水道事業	6,000	48%	100%	0%	71%	84%	111,054	-6,176	90%	
青森県	六ヶ所村	六ヶ所工業用水道事業	2,500	100%	－	0%	22%	80%	20,164	-4,486	62%	
岩手県	岩手県	北上中部工業用水道事業	74,586	73%	52%	43%	34%	44%	908,238	-515,673	63%	

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注） 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎡/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
岩手県	一関市	一関市藤沢工業用水道事業	2,100	2%	0%	0%	53%	69%	39,428	15,738	165%	
宮城県	宮城県	仙塩工業用水道事業	100,000	63%	100%	34%	15%	43%	462,448	1,816	97%	工業用水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少社会の到来や節水型社会の進展等による水需要の減少に伴い料金収入が減少していく一方で、施設や管路等の大規模な更新時期を迎えることから、今後ますます厳しさを増していく見込みです。そこで本県では経営基盤の強化を目指し、民間のノウハウを活用することにより大幅なコスト削減を図ることが可能となる、みやぎ型管理運営方式を令和４年度から導入しています。
宮城県	宮城県	仙台圏工業用水道事業	100,000	4%	－	96%	24%	49%	363,037	66,371	122%	工業用水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少社会の到来や節水型社会の進展等による水需要の減少に伴い料金収入が減少していく一方で、施設や管路等の大規模な更新時期を迎えることから、今後ますます厳しさを増していく見込みです。そこで本県では経営基盤の強化を目指し、民間のノウハウを活用することにより大幅なコスト削減を図ることが可能となる、みやぎ型管理運営方式を令和４年度から導入しています。
宮城県	宮城県	仙台北部工業用水道事業	58,500	38%	－	56%	23%	37%	497,353	68,935	116%	工業用水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少社会の到来や節水型社会の進展等による水需要の減少に伴い料金収入が減少していく一方で、施設や管路等の大規模な更新時期を迎えることから、今後ますます厳しさを増していく見込みです。そこで本県では経営基盤の強化を目指し、民間のノウハウを活用することにより大幅なコスト削減を図ることが可能となる、みやぎ型管理運営方式を令和４年度から導入しています。
宮城県	村田町	村田町工業用水道事業	1,000	0%	－	0%	10%	12%	6,872	211	78%	元－事業規模がちいさいが、近年工業用水道を利用する業者の減少と毎年給水量が減少しているため経営は不安定である。
秋田県	秋田県	秋田工業用水道事業	200,000	57%	0%	50%	61%	62%	957,904	-105,425	94%	
秋田県	大館市	大館市工業用水道事業	7,300	42%	71%	0%	71%	98%	78,160	5,160	71%	当市の工業用水道事業は、良質な水を従量低廉な価格で供給する政策単価となっており、地域経済はもとより雇用の確保にも寄与し、当市の施策としての重要な産業基盤を支えるものとなっています。
秋田県	能代市	能代市工業用水道事業	0	－	－	－	－	－	5,126	610	－	現在施設建設中、令和８年度給水開始予定
山形県	山形県	酒田工業用水道事業	75,000	74%	0%	37%	34%	－	428,148	82,878	114%	
山形県	山形県	八幡原工業用水道事業	14,700	42%	100%	77%	42%	－	124,969	28,685	130%	

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和７年４月）を基に作成。

（注） 令和５年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎡/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
山形県	山形県	福田工業用水道事業	2,800	100%	100%	0%	56%	－	26,300	14,155	237%	
山形県	東根市	東根市工業用水道事業	10,600	100%	100%	40%	76%	87%	237,414	48,777	118%	
山形県	小国町	小国町工業用水道事業	6,510	100%	0%	0%	63%	72%	111,106	866	33%	
福島県	福島県	磐城工業用水道事業	233,000	100%	0%	42%	78%	78%	999,665	6,344	98%	
福島県	福島県	勿来工業用水道事業	290,000	100%	－	40%	77%	77%	461,311	43,444	111%	
福島県	福島県	小名浜工業用水道事業	625,000	100%	－	79%	72%	72%	518,704	34,386	107%	
福島県	福島県	相馬工業用水道事業	34,700	100%	100%	11%	100%	81%	564,730	7,593	102%	
福島県	いわき市	いわき市好間工業用水道事業	10,000	2%	0%	45%	72%	87%	300,673	70,969	163%	
福島県	南相馬市	南相馬市工業用水道事業	34,600	9%	0%	53%	83%	93%	356,809	-2,807	99%	
福島県	白河市	白河市工業用水道事業	6,000	100%	－	－	7%	9%	53,113	0	21%	

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注） 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎥/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
福島県	西郷村	大平工業用水道事業	18,000	100%	－	0%	73%	80%	243,353	67,300	136%	
福島県	西郷村	楢山工業用水道事業	3,600	100%	－	0%	19%	28%	31,894	7,141	126%	
福島県	西郷村	長久保工業用水道事業	8,000	100%	－	0%	0%	0%	13,944	-1,373	－	
福島県	双葉地方水道企業団	双葉地方工業用水道事業	25,532	84%	100%	0%	28%	40%	615,564	129,152	76%	工業用水の使用水量が減っていく傾向にあります。
茨城県	茨城県	鹿島第 1 ・ 2 期工業用水道事業	810,000	35%	0%	72%	57%	61%	6,047,836	1,212,048	122%	
茨城県	茨城県	鹿島第 3 期工業用水道事業	75,000	41%	0%	79%	31%	44%	1,399,740	272,727	125%	
茨城県	茨城県	那珂川工業用水道事業	76,680	62%	0%	26%	85%	89%	629,934	39,881	98%	
茨城県	茨城県	県南西広域工業用水道事業	125,000	44%	0%	12%	44%	57%	3,793,866	662,158	124%	
茨城県	茨城県	県央広域工業用水道事業	46,000	64%	0%	1%	52%	59%	929,870	374,052	179%	
茨城県	常陸太田市	常陸太田工業用水道事業	4,770	0%	0%	0%	36%	63%	69,977	69,091	71%	

(出所) 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和 7 年 4 月）を基に作成。

(注) 令和 5 年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎡/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
茨城県	常陸太田市	金砂郷工業用水道事業	1,000	3%	－	0%	58%	81%	34,451	33,810	92%	
茨城県	北茨城市	北茨城市工業用水道事業	33,310	10%	－	90%	38%	49%	142,470	2,138	102%	料金改定を含めた財政健全化策を検討中だが、実施時期や改定幅は未定。
茨城県	高萩市	高萩市工業用水道事業	20,000	47%	100%	82%	78%	92%	188,934	47,101	107%	
茨城県	高萩・北茨城広域事務組合	高萩・北茨城広域工業用水道事業	15,000	0%	0%	0%	17%	27%	198,816	4,537	62%	
茨城県	潮来市	潮来市工業用水道事業	820	100%	100%	0%	66%	99%	15,466	3,284	98%	
茨城県	笠間市	笠間市工業用水道事業	1,500	27%	100%	0%	26%	60%	27,105	5,967	128%	
茨城県	茨城町	茨城町工業用水道事業	600	0%	－	0%	0%	0%	2,304	435	－	水道事業の経営の一体化により、工水事業の移管先又は廃止の有無などの検討を要する。
栃木県	栃木県	鬼怒川左岸台地地区工業用水道事業	73,550	81%	0%	67%	20%	28%	650,797	113,490	105%	
栃木県	足利市	足利市工業用水道事業	36,000	14%	－	77%	48%	54%	150,648	21,598	111%	
栃木県	宇都宮西中核工業団地事務組合	宇都宮西中核工業団地事務組合工業用水道事業	4,000	0%	0%	0%	24%	41%	47,924	9,913	101%	

(出所) 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

(注) 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎡/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
群馬県	群馬県	渋川工業用水道事業	120,000	99%	0%	16%	72%	78%	701,181	56,409	99%	令和 7 年度より料金改定（基本料金12円/m3、使用料金4円/m3、超過料金32円/m3）
群馬県	群馬県	東毛工業用水道事業	128,500	100%	0%	35%	27%	38%	1,244,558	230,096	119%	令和 7 年度より料金改定（基本料金33円/m3、使用料金4円/m3、超過料金74円/m3）
埼玉県	埼玉県	埼玉県南部工業用水道事業	253,000	25%	34%	93%	41%	50%	1,677,957	-174,256	90%	
埼玉県	㈱久喜菖蒲工業団地管理センター	久喜菖蒲工業用水道事業	9,000	4%	0%	96%	47%	63%	107,375	-36,921	－	
千葉県	千葉県	東葛・葛南地区工業用水道事業	111,200	44%	0%	65%	51%	62%	1,990,013	231,099	116%	
千葉県	千葉県	千葉地区工業用水道事業	121,200	75%	0%	100%	68%	69%	1,396,050	95,358	108%	
千葉県	千葉県	五井姉崎地区工業用水道事業	401,760	72%	0%	54%	71%	73%	3,141,053	441,608	118%	
千葉県	千葉県	五井市原地区工業用水道事業	120,000	84%	0%	42%	57%	61%	921,321	90,900	107%	
千葉県	千葉県	房総臨海地区工業用水道事業	172,800	51%	0%	62%	53%	63%	3,633,192	-100,552	88%	
千葉県	千葉県	木更津南部地区工業用水道事業	206,000	56%	0%	64%	77%	89%	1,798,859	361,043	121%	

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和 7 年 4 月）を基に作成。

（注） 令和 5 年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎥/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
千葉県	千葉県	北総地区工業用水道事業	1,600	0%	100%	0%	5%	9%	10,066	-11,496	32%	
東京都	青梅、羽村地区工業用水道企業団	青梅、羽村地区工業用水道事業	20,000	64%	－	56%	11%	16%	43,903	4,997	93%	
神奈川県	川崎市	川崎市工業用水道事業	520,000	99%	100%	87%	68%	81%	7,025,843	486,986	107%	
神奈川県	横浜市	横浜市工業用水道事業	362,000	51%	100%	49%	25%	36%	2,732,365	643,223	133%	
新潟県	新潟県	上越工業用水道事業	130,000	48%	0%	34%	41%	44%	553,608	123,303	128%	
新潟県	新潟県	新潟臨海工業用水道事業	130,000	48%	0%	47%	60%	64%	1,084,639	-13,647	95%	
新潟県	新潟県	栃尾工業用水道事業	12,300	100%	0%	100%	2%	11%	19,005	-12,029	9%	唯一の受水企業が令和５年５月に事業を廃止し、今後も受水企業の見込みがないことに加え、地元長岡市及び栃尾織物工業協同組合の意向を踏まえ、栃尾工業用水道事業を廃止することとした。
新潟県	小千谷市	小千谷市工業用水道事業	18,700	15%	0%	0%	24%	38%	187,493	15,247	101%	売上の96％を占める最大需要家の経営不振が続いているため、工業用水道事業そのものの行き先が不透明となっている。
新潟県	胎内市	胎内市工業用水道事業	7,000	0%	0%	0%	6%	25%	11,629	1,528	154%	
静岡県	静岡県	静岡工業用水道事業	96,000	59%	0%	41%	34%	43%	517,152	73,012	118%	

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和７年４月）を基に作成。

（注） 令和５年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎥/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
静岡県	静岡県	ふじさん工業用水道事業	1,007,100	17%	7%	91%	26%	29%	2,552,162	185,400	103%	
静岡県	静岡県	湖西工業用水道事業	30,690	27%	100%	12%	31%	60%	213,593	-2,438	99%	
静岡県	静岡県	柿田川工業用水道事業	100,000	4%	100%	92%	81%	88%	368,891	52,845	116%	
静岡県	静岡県	西遠工業用水道事業	172,500	7%	81%	78%	11%	18%	454,834	62,011	99%	
静岡県	静岡県	中遠工業用水道事業	60,000	29%	50%	61%	21%	40%	481,165	24,674	105%	
静岡県	御殿場市	御殿場市工業用水道事業	7,156	50%	－	50%	36%	51%	1,045,400	966,806	151%	
静岡県	東遠工業用水道企業団	東遠工業用水道事業	8,410	100%	－	0%	64%	83%	164,009	17,412	116%	
富山県	富山県	富山県西部工業用水道事業	400,000	78%	100%	81%	44%	－	1,878,146	317,473	115%	
富山県	富山県	富山八尾中核工業団地工業用水道事業	6,125	29%	－	45%	81%	－	91,590	1,307	91%	
富山県	富山県	利賀川工業用水道事業	8,200	100%	－	0%	15%	－	91,896	-20,204	81%	

(出所) 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

(注) 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎡/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
富山県	富山市	富山市工業用水道事業	91,000	28%	0%	53%	69%	79%	450,991	167,756	166%	
富山県	高岡市	高岡市工業用水道事業	60,000	1%	0%	53%	26%	26%	35,288	-277	97%	令和5年度より単価改定を実施。令和5年～6年度は経過措置により5.7円/㎡。令和7年度4月から7.0円/㎡とするもの。
富山県	砺波市	砺波市工業用水道事業	2,500	100%	－	－	81%	81%	19,915	6,424	148%	
石川県	金沢市	金沢市工業用水道事業	1,700	95%	0%	0%	39%	47%	50,482	4,290	41%	
石川県	能美市	辰口寺井地区工業用水道事業	69,200	60%	－	0%	45%	54%	304,207	17,515	133%	
石川県	能美市	根上地区工業用水道事業	16,500	99%	－	0%	58%	85%	105,790	30,649	143%	
石川県	白山市	白山市鶴来工業用水道事業	7,300	99%	100%	1%	55%	56%	66,791	10,072	125%	
石川県	白山市	白山市松任工業用水道事業	8,500	100%	100%	0%	76%	76%	90,219	21,394	139%	
石川県	川北町	川北町工業用水道事業	3,600	100%	－	100%	83%	83%	38,431	4,184	112%	
岐阜県	岐阜県	可茂工業用水道事業	9,760	89%	－	0%	33%	49%	113,099	37,722	158%	

（出所）工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注）令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎡/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
愛知県	愛知県	愛知用水工業用水道事業	845,600	93%	100%	58%	70%	73%	7,924,448	1,015,027	114%	
愛知県	愛知県	東三河工業用水道事業	155,000	75%	100%	32%	26%	35%	1,223,447	38,114	100%	
愛知県	愛知県	西三河工業用水道事業	300,000	87%	100%	57%	46%	58%	3,565,641	983,305	140%	
愛知県	愛知県	尾張工業用水道事業	150,000	53%	100%	0%	49%	61%	1,683,225	-73,823	94%	
愛知県	名古屋市	名古屋市工業用水道事業	97,000	55%	0%	49%	36%	65%	945,028	55,772	107%	
愛知県	新城市	新城市工業用水道事業	3,500	0%	0%	98%	10%	12%	12,302	2,916	131%	
三重県	三重県	北伊勢工業用水道事業	840,000	70%	100%	59%	46%	54%	5,369,364	30,339	96%	
三重県	三重県	中伊勢工業用水道事業	33,000	27%	－	56%	34%	41%	223,904	-1,052	97%	
三重県	三重県	松阪工業用水道事業	38,500	11%	－	89%	58%	75%	230,086	60,115	136%	
三重県	亀山市	亀山市工業用水道事業	8,000	71%	0%	0%	29%	67%	75,257	28,393	164%	

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注） 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (m ³ /日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
三重県	津市	津市工業用水道事業	2,000	84%	0%	92%	25%	45%	20,744	2,495	－	
三重県	多気町	多気町工業用水道事業	7,000	100%	0%	0%	29%	52%	82,365	20,916	96%	
福井県	福井県	県営第一工業用水道事業	40,000	38%	100%	95%	60%	66%	241,373	23,348	110%	
福井県	福井県	福井臨海工業用水道事業	46,000	32%	0%	52%	61%	80%	510,574	122,051	132%	
福井県	越前市	越前市工業用水道事業	10,000	47%	－	35%	48%	85%	75,269	4,182	97%	
福井県	若狭町	若狭町工業用水道事業	2,600	0%	0%	0%	6%	39%	25,366	-8,680	48%	
滋賀県	滋賀県	南部工業用水道事業	74,400	22%	0%	68%	44%	56%	932,798	176,902	119%	施設最大稼働率は推定値である。
滋賀県	滋賀県	彦根工業用水道事業	48,500	8%	－	54%	36%	41%	180,024	18,861	110%	施設最大稼働率は推定値である。 彦根浄水場は浄水施設としての能力が無いため総能力は0m ³ ／日である。
京都府	京都府	長田野工業用水道事業	37,150	8%	100%	28%	44%	55%	309,684	-427	100%	
大阪府	大阪広域水道企業団	大阪広域水道企業団工業用水道事業	470,000	30%	43%	77%	46%	60%	6,407,308	592,816	112%	水需要の減少への対応として施設のダウンサイジングを図るため、水道用水供給事業との共同施設である三島浄水場を廃止し、大庭浄水場への一元化を行った。三島浄水場の工業用水道事業所有施設については、水道用水供給事業への転用に伴い売却したため、当年度に限り営業外収益（長期前受金戻入）が増加している（約3億円）。

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注） 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎡/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
大阪府	みおつくし工業用水コンセッション株式会社	大阪市工業用水道特定運営事業	151,000	23%	0%	79%	34%	48%	1,404,632	222,392	126%	耐震化を推進している大阪市水道事業からのバックアップが可能であるという特性を活かし、日常の安定給水に重点を置いた状態監視保全に基づく老朽化対策を施設のアセットマネジメント方針としている。 料金回収率は、大阪市工業用水道事業会計の決算値と連結し算出している。
兵庫県	兵庫県	揖保川工業用水道事業	333,680	24%	－	55%	62%	80%	836,476	443,238	215%	料金回収率の詳細 (給水原価) 揖保川第1:1.26円、揖保川第2:9.33円 (供給原価) 揖保川第1:4.3円、揖保川第2:14.3円
兵庫県	兵庫県	市川工業用水道事業	140,000	34%	－	59%	35%	41%	664,916	209,891	145%	
兵庫県	兵庫県	加古川工業用水道事業	236,250	38%	－	76%	63%	69%	2,277,295	236,729	112%	
兵庫県	神戸市	神戸市工業用水道事業	106,000	75%	0%	26%	39%	59%	1,600,019	34,599	98%	
兵庫県	伊丹市	伊丹市工業用水道事業	50,000	38%	0%	79%	28%	36%	347,631	108,097	148%	
兵庫県	西宮市	西宮市工業用水道事業	47,000	39%	0%	70%	22%	33%	299,908	-17,180	94%	
兵庫県	尼崎市	尼崎市工業用水道事業	170,000	65%	0%	55%	36%	43%	1,716,958	201,990	115%	本市の工業用水道施設である一津屋取水場は「尼崎市、大阪広域水道企業団、大阪市、西宮市、神戸市」の共同施設であり、取水場以降の管路及び浄水施設である園田配水場については、「尼崎市、伊丹市、西宮市」の共同施設となっている。
兵庫県	高砂市	高砂市工業用水道事業	100,800	0%	0%	100%	56%	66%	212,602	0	100%	当市の工業用水道事業は古くから続く負担金制度で運営しているため、給水原価、供給原価が同額となる。また管路の耐震化率が0％であり、今後の管路の更新について受水企業と協議を行っているが莫大な更新費用を要するため、その対応に苦慮している。
兵庫県	朝来市	生野工業用水道事業	1,500	0%	0%	0%	16%	27%	3,725	-1,841	66%	

(出所) 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

(注) 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎡/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
兵庫県	朝来市	和田山工業用水道事業	2,000	0%	0%	0%	17%	27%	9,912	3,051	261%	
兵庫県	福崎町	福崎町工業用水道事業	4,000	35%	0%	52%	40%	59%	42,694	4,171	115%	
和歌山県	和歌山県	有田川第1工業用水道事業	18,560	81%	－	55%	22%	31%	118,280	36,430	62%	
和歌山県	和歌山県	有田川第3工業用水道事業	107,000	55%	－	3%	41%	60%	290,624	61,856	121%	
和歌山県	和歌山県	紀の川第2工業用水道事業	102,300	57%	－	81%	53%	61%	358,866	77,618	123%	
和歌山県	和歌山市	和歌山市工業用水道事業	415,000	63%	0%	73%	54%	55%	2,144,126	492,395	131%	料金収入の大部分は、契約水量分の料金を支払う責任消費水量制によるものであるため、料金収入はほぼ一定に推移している。
和歌山県	紀の川市	紀の川市工業用水道事業	2,300	25%	－	0%	50%	100%	44,396	14,384	135%	
鳥取県	鳥取県	日野川工業用水道事業	77,000	19%	0%	63%	24%	24%	347,156	-18,483	110%	
鳥取県	鳥取県	鳥取地区工業用水道事業	14,000	69%	100%	0%	31%	31%	172,879	-110,853	47%	
鳥取県	鳥取市	鳥取市工業用水道事業	5,800	0%	0%	100%	2%	3%	1,806	-2,376	40%	

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注） 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎡/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
島根県	島根県	飯梨川工業用水道事業	34,000	30%	0%	73%	44%	55%	126,215	3,171	103%	令和7年4月より料金改定を行い、基本料金及び特定料金について 1 ㎡当たり17.50円→25.00円へ改定。
島根県	島根県	江の川工業用水道事業	15,000	90%	100%	0%	34%	60%	76,643	-27,867	63%	工業団地の企業向けに工業用水を供給しているため、受水者や水量の増加をするには、企業誘致が必要である。
島根県	浜田市	浜田市工業用水道事業	10,000	50%	0%	0%	83%	98%	132,534	13,965	115%	
島根県	斐川栄道道企業団	斐川町工業用水道事業	11,500	56%	100%	65%	41%	59%	118,520	40,923	137%	供給先の企業業績や経営状況により、使用水量が左右されやすい。
岡山県	岡山県	水島第2・3・4期工業用水道事業	708,000	64%	21%	53%	59%	65%	3,114,704	589,707	124%	
岡山県	岡山県	笠岡第1・2・3期工業用水道事業	49,700	39%	0%	49%	66%	67%	436,048	69,896	98%	
岡山県	岡山県	勝央工業用水道事業	4,200	6%	－	61%	20%	25%	44,077	-7,052	46%	
岡山県	岡山市	岡山工業用水道事業	25,000	23%	0%	84%	79%	94%	236,147	75,269	140%	事業遂行の必要性から、収益規模に比べ大きな建設改良費が必要となるが、その平準化が難しいこと。
岡山県	岡山市	御津工業用水道事業	3,000	38%	0%	0%	29%	52%	23,585	-3,562	80%	事業遂行の必要性から、収益規模に比べ大きな建設改良費が必要となるが、その平準化が難しいこと。
岡山県	総社市	総社市工業用水道事業	2,000	0%	14%	0%	24%	72%	39,984	19,034	193%	

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注） 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎥/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
岡山県	井原市	井原市工業用水道事業	4,200	0%	0%	0%	32%	38%	30,842	7,455	135%	
岡山県	津山市	津山市工業用水道事業	1,400	2%	0%	0%	13%	－	40,473	14,125	39%	市内産業団地への優遇策としてはじまったが、恒常的に収支不足が発生しており、一般会計からの繰入により補填をしている。
岡山県	奈義町	奈義町工業用水道事業	1,500	0%	－	－	24%	－	8,030	2,312	136%	
広島県	広島県水道広域連合企業団	太田川東部工業用水道事業	230,000	47%	100%	90%	42%	59%	1,401,139	321,976	91%	R5.9に企業の一つが撤退したことに伴い、給水量が減少している。
広島県	広島県水道広域連合企業団	太田川東部工業用水道第2期水道事業	58,250	73%	100%	42%	49%	57%	817,793	86,664	112%	
広島県	広島県水道広域連合企業団	沼田川工業用水道事業	64,000	86%	100%	82%	27%	32%	793,768	16,411	99%	本事業は施設の運転・維持管理について、指定管理者制度を導入している。
広島県	福山市	福山市工業用水道事業	293,000	75%	0%	61%	82%	92%	3,051,642	736,278	128%	
広島県	呉市	呉市工業用水道事業	117,000	33%	30%	59%	59%	64%	463,435	4,841	92%	
広島県	大竹市	大竹市工業用水道事業	79,400	14%	0%	38%	43%	56%	502,231	109,993	131%	
山口県	山口県	小瀬川工業用水道事業	148,800	99%	－	0%	54%	84%	409,348	142,173	155%	

（出所）工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注）令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎥/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
山口県	山口県	小瀬川第2期工業用水道事業	5,600	14%	－	31%	42%	51%	141,541	-77,723	28%	
山口県	山口県	生見川工業用水道事業	32,500	100%	－	0%	80%	88%	98,382	18,822	79%	
山口県	山口県	周南工業用水道事業	436,800	62%	－	54%	46%	63%	1,233,479	273,445	128%	
山口県	山口県	向道・川上工業用水道事業	168,000	100%	－	0%	68%	81%	363,597	48,211	112%	
山口県	山口県	富田・夜市川工業用水道事業	94,200	100%	－	5%	82%	97%	825,246	235,911	139%	
山口県	山口県	佐波川工業用水道事業	114,100	23%	－	97%	31%	38%	329,519	69,100	126%	
山口県	山口県	佐波川第2期工業用水道事業	40,450	82%	－	73%	12%	16%	179,379	-176,897	47%	
山口県	山口県	厚東川工業用水道事業	368,000	63%	－	17%	69%	75%	793,438	156,897	122%	
山口県	山口県	厚東川第2期工業用水道事業	59,500	37%	－	46%	63%	68%	559,904	-82,877	80%	
山口県	山口県	厚狭川工業用水道事業	52,000	73%	－	33%	59%	66%	538,402	85,991	121%	

(出所) 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

(注) 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎡/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
山口県	山口県	木屋川工業用水道事業	180,000	45%	－	70%	52%	64%	594,191	218,364	160%	
山口県	山口県	木屋川第2期工業用水道事業	6,800	90%	－	70%	16%	16%	64,525	-53,572	18%	
山口県	山口県	末武川工業用水道事業	8,700	96%	－	0%	66%	91%	113,834	-117,318	32%	
山口県	山口県	島田川工業用水道事業	14,100	100%	－	0%	100%	100%	289,306	-6,542	129%	
山口県	岩国市	岩国市工業用水道事業	28,570	10%	0%	85%	8%	18%	107,533	24,537	130%	大口ユーザーの撤退により、工業用水道事業の経営が危ぶまれている
山口県	下松市	下松市工業用水道事業	25,000	0%	－	100%	1%	2%	134,370	6,510	8%	山口県企業局に分水卸供給（20,000㎡/日）を行なっている。（営業外収益）
山口県	防府市	防府市工業用水道事業	20,000	0%	25%	97%	26%	75%	155,072	35,703	118%	受水企業が1社のみであり、受水企業との調整が必要。
山口県	下関市	下関市工業用水道事業	24,000	25%	－	77%	80%	91%	284,019	17,069	104%	
山口県	山陽小野田市	山陽小野田市工業用水道事業	24,700	57%	0%	72%	73%	84%	259,888	60,169	130%	
徳島県	徳島県	吉野川北岸工業用水道事業	160,000	39%	100%	72%	28%	33%	602,911	4,804	100%	

（出所）工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注）令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎡/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
徳島県	徳島県	阿南工業用水道事業	93,000	21%	－	39%	66%	79%	513,072	-3,210	95%	
徳島県	美馬市	美馬市工業用水道事業	4,100	100%	100%	0%	8%	14%	83,092	10,460	115%	
徳島県	那賀町	那賀町工業用水道事業	2,440	62%	－	0%	12%	28%	30,249	9,907	148%	経営状況は厳しい。人員が足りていないのが現状。
香川県	香川県広域水道企業団	中讃地区工業用水道事業	150,000	39%	0%	69%	24%	25%	733,032	171,752	132%	
愛媛県	愛媛県	松山・松前地区工業用水道事業	106,000	9%	100%	100%	82%	91%	573,159	280,940	194%	
愛媛県	愛媛県	西条地区工業用水道事業	87,420	21%	100%	0%	64%	78%	675,650	111,076	110%	ダム負担金は、ダム自体からの予算要望に対する予算確定が毎年度大きく変動すると共にそれに伴う計画の見直しが随時行われることから、単年度で読み取ることは難しい。
愛媛県	松山市	松山市工業用水道事業	130,000	24%	－	55%	35%	52%	580,760	205,003	157%	
愛媛県	新居浜市	新居浜市工業用水道事業	52,080	59%	－	44%	85%	94%	214,383	26,427	110%	
愛媛県	大洲市	大洲市工業用水道事業　大洲事業	2,000	10%	－	90%	2%	5%	1,397	0	98%	
愛媛県	大洲市	大洲市工業用水道事業　長浜事業	7,000	10%	－	76%	11%	32%	15,695	0	62%	

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注） 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎥/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
愛媛県	四国中央市	銅山川工業用水道事業	472,600	22%	－	89%	81%	100%	1,171,099	427,441	145%	
愛媛県	四国中央市	富郷工業用水道事業	119,000	20%	－	0%	79%	100%	2,067,000	460,739	119%	
愛媛県	今治市	今治工業用水道事業	55,800	0%	100%	99%	34%	44%	244,840	121,507	186%	
愛媛県	今治市	菊間工業用水道事業	2,200	5%	100%	6%	27%	53%	21,596	3,260	120%	
高知県	高知県	鏡川工業用水道事業	55,800	22%	－	87%	27%	37%	151,614	27,236	118%	
高知県	高知県	香南工業用水道事業	8,000	82%	－	0%	24%	38%	124,313	1,353	105%	
福岡県	福岡県	大牟田工業用水道事業	74,400	68%	100%	87%	43%	72%	1,192,427	312,602	112%	
福岡県	福岡県	苅田工業用水道事業	75,000	78%	100%	22%	30%	39%	623,862	96,622	108%	
福岡県	福岡県	鞍手・宮田工業用水道事業	30,350	51%	100%	4%	10%	29%	276,459	34,772	88%	
福岡県	福岡県	田川工業用水道事業	10,000	95%	100%	0%	64%	99%	140,153	28,045	128%	

(出所) 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

(注) 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎡/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
福岡県	北九州市	北九州市工業用水道事業	254,000	78%	0%	69%	49%	62%	1,831,208	376,965	129%	
福岡県	福岡市	福岡市工業用水道事業	20,000	99%	100%	1%	26%	35%	235,059	-81,508	69%	
福岡県	朝倉市	朝倉市工業用水道事業	16,000	100%	－	0%	18%	37%	161,511	33,048	129%	
福岡県	飯塚市	飯塚市工業用水道事業	3,147	0%	0%	44%	7%	－	54,950	4,940	11%	
福岡県	豊前市	豊前市東部地区工業用水道事業	1,800	100%	－	－	36%	52%	19,191	50	68%	
福岡県	香春町	香春町工業用水道事業	1,200	100%	0%	100%	28%	42%	2,774	-323	53%	
佐賀県	佐賀県	佐賀県東部工業用水道事業	60,000	0%	0%	77%	60%	67%	388,766	-17,709	88%	
佐賀県	唐津市	唐津市工業用水道事業	9,300	6%	0%	0%	17%	27%	101,256	-10,805	55%	
佐賀県	伊万里市	伊万里市工業用水道事業	44,230	16%	0%	6%	71%	76%	971,202	75,940	88%	
佐賀県	武雄市	武雄市工業用水道事業	2,325	0%	0%	0%	7%	13%	69,027	7	9%	令和 7 年 4 月 1 日付けで武雄市工業用水道事業は休止

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和 7 年 4 月）を基に作成。

（注） 令和 5 年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎡/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
佐賀県	佐賀市	佐賀市工業用水道事業	1,000	73%	0%	0%	12%	24%	12,160	1,430	41%	当市の工業用水道事業については、給水先事業所が3社と小規模であり、効率的な事業運営を行うため水道事業と一体的に事業を行っていることから、工業用水道事業に人員は配置していない。そのため、人件費は0となってるが、「人件費相当分」として、水道事業会計へ負担している。
佐賀県	杵島工業用水道企業団	杵島工業用水道事業	10,000	6%	0%	83%	56%	58%	181,847	39,501	68%	
長崎県	諫早市	諫早市工業用水道事業	16,000	90%	－	0%	95%	104%	441,150	133,533	122%	
長崎県	松浦市	松浦市工業用水道事業	17,000	0%	0%	0%	62%	89%	445,892	42,760	118%	
長崎県	大村市	大村市工業用水道事業	11,220	25%	－	0%	74%	96%	250,435	-21,777	82%	料金値上げが施策上難しいことから、更新費用が料金収入だけでは賄えず他会計の負担を強いる状況となっている。
長崎県	西海市	西海市工業用水道事業	5,500	2%	0%	98%	61%	86%	93,840	-2,426	97%	
長崎県	波佐見町	波佐見町工業用水道事業	1,000	100%	100%	0%	5%	15%	12,900	722	51%	
熊本県	熊本県	有明工業用水道事業	33,860	75%	0%	81%	24%	30%	670,380	-193,775	21%	
熊本県	熊本県	八代工業用水道事業	27,300	94%	0%	65%	17%	23%	60,420	-53,454	21%	
熊本県	熊本県	苓北工業用水道事業	7,200	0%	－	0%	55%	82%	217,948	40,023	85%	

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注） 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎥/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
熊本県	合志市	合志市工業用水道事業	2,300	100%	－	0%	89%	100%	51,961	10,940	134%	
熊本県	熊本市	熊本市工業用水道事業	1,000	11%	－	0%	12%	－	14,284	89	28%	
熊本県	大津町	大津町工業用水道事業	4,700	100%	－	0%	69%	80%	66,473	11,933	123%	
熊本県	西原村	西原村工業用水道事業	1,200	0%	－	0%	44%	64%	23,784	4,177	74%	
大分県	大分県	大分県工業用水道事業	564,000	82%	0%	64%	79%	84%	2,281,778	399,226	119%	
大分県	杵築市	杵築市工業用水道事業	1,500	0%	0%	0%	1%	100%	17,977	9,228	219%	供給先が一者のため、企業債の償還終了前に供給先が事業を停止した場合、料金から費用回収できなくなるリスクがある。
大分県	国東市	国東市第 1 工業用水道事業	1,500	0%	－	0%	29%	41%	12,497	4,642	100%	
大分県	国東市	国東市第 2 工業用水道事業	750	0%	－	0%	25%	55%	11,966	5,081	100%	
宮崎県	宮崎県	宮崎県工業用水道事業	125,000	55%	50%	45%	44%	34%	354,135	18,623	96%	令和 2 ・ 3 年度に実施したアセットマネジメント計画に基づき、送配水管等の全体的な更新計画を策定し、料金の見直しについても受水企業から概ね了解を得たところであったが、その後工事の基本設計を行った結果、事業費の大幅な増額が見込まれることとなったため、事業のあり方を含めて再検討を行っている。
宮崎県	宮崎市	宮崎市工業用水道事業	2,000	－	－	0%	52%	88%	20,879	9,229	186%	営業外収益の他会計補助金については、電力価格高騰に係る重点支援地方交付金相当額

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和 7 年 4 月）を基に作成。

（注） 令和 5 年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	給水能力 (㎡/日)	基幹管路にお ける 耐震適合率 (%)	浄水施設にお ける 耐震化率 (%)	管路の経年化 率 (%)	施設稼働率 (%)	施設最大稼働 率 (%)	経常収益 (千円)	経常損益 (千円)	料金回収率 (%)	備考
鹿児島県	鹿児島県	鹿児島臨海第2期工業用水道事業	18,600	100%	100%	58%	62%	76%	360,399	31,911	114%	
鹿児島県	霧島市	霧島市工業用水道事業	900	0%	0%	0%	20%	31%	28,114	4,353	118%	令和4年度決算まで3月～2月であった有収水量等の集計・調定期間を令和6年度決算から4月～3月とするための移行措置として、有収水量等の集計・調定期間を令和5年3月～令和6年3月の13か月とした。 このため、平常年度よりも料金収入がおよそ1か月分増加している。（質問6の料金収入、質問8の供給単価、料金回収率に影響あり。）
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市工業用水道事業	1,680	0%	0%	0%	37%	42%	9,192	3,446	161%	
沖縄県	沖縄県	沖縄工業用水道事業	30,000	50%	0%	52%	59%	100%	632,579	-3,107	93%	
沖縄県	大宜味村	大宜味村工業用水道事業	40	77%	100%	0%	105%	105%	4,951	129	19%	

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注） 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
北海道	北海道	室蘭地区工業用水道事業	18	－	27	北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例第 2 条参照	－	－	－		
北海道	北海道	苫小牧地区工業用水道事業	20	－	30	北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例第 2 条参照	－	－	－		
北海道	北海道	石狩湾新港地域工業用水道事業	55	－	82.5	北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例第 2 条参照	－	－	－		
北海道	美唄市	美唄市工業用水道事業	33	－	66	契約数量×基本料金が基本料金となり、契約数量を超えて使用した分が超過料金となる。本市は外税のため、計算後の料金に10％上乘せする。	－	－	－		企業誘致政策として工業用水道を設置しているため、収支は全く取れておらず、一般会計の繰入で経営している。供用開始後40年以上経過し、施設の更新が迫っている中、廃止も視野に検討している最中である。
北海道	釧路市	釧路市工業用水道事業	19	－	38	税抜	－	－	－		事業に必要な費用は給水収益で賄えている状況となっているが、近年の物価上昇、特に電気料金や資材の高騰などは経営に影響を及ぼしている。老朽化施設の更新や強靱化を進めていくなかで、水需要の増加や新たな受水企業の参入が難しいなど事業運営は厳しさを増しているが、安定的に工業用水を供給するため効率的な事業運営を図りコスト削減を進め経営の健全化に努めている。
北海道	釧路白糠工業用水道企業団	釧路白糠工業用水道事業	55	－	110	責任水量制 給水量の最小限度は、1 給水先当たりの基本水量 100(㎡/日)とする。	－	－	－		
青森県	青森県	青森県八戸工業用水道事業	7.38	－	14.76		－	－	－		
青森県	五所川原市	五所川原市工業用水道事業	45	－	90	表記金額は税抜き、責任水量制を採用	－	－	－		
青森県	六ヶ所村	六ヶ所工業用水道事業	30	30	60		－	－	－		
岩手県	岩手県	北上中部工業用水道事業	42	3	90	工業用水料金	35	3	－	ろ過料金	
岩手県	一関市	一関市藤沢工業用水道事業	－	45	80	契約水量（責任水量制）1,234㎡	－	38	－	従量制	
宮城県	宮城県	仙塩工業用水道事業	54	－	108	責任水量制（①時間あたり基本水量を超えて使用した時間が 1 日につき 2 時間以内、②1 日の使用水量が基本水量以内、③時間あたり超過水量が時間あたり基本水量の 5 パーセント以内、のすべてを満たす場合、超過料金は発生しない）	－	－	－		工業用水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少社会の到来や節水型社会の進展等による水需要の減少に伴い料金収入が減少していく一方で、施設や管路等の大規模な更新時期を迎えることから、今後ますます厳しさを増していく見込みです。そこで本県では経営基盤の強化を目指し、民間のノウハウを活用することにより大幅なコスト削減を図ることが可能となる、みやぎ型管理運営方式を令和 4 年度から導入しています。
宮城県	宮城県	仙台圏工業用水道事業	30	－	60	責任水量制（①時間あたり基本水量を超えて使用した時間が 1 日につき 2 時間以内、②1 日の使用水量が基本水量以内、③時間あたり超過水量が時間あたり基本水量の 5 パーセント以内、のすべてを満たす場合、超過料金は発生しない）	－	－	－		工業用水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少社会の到来や節水型社会の進展等による水需要の減少に伴い料金収入が減少していく一方で、施設や管路等の大規模な更新時期を迎えることから、今後ますます厳しさを増していく見込みです。そこで本県では経営基盤の強化を目指し、民間のノウハウを活用することにより大幅なコスト削減を図ることが可能となる、みやぎ型管理運営方式を令和 4 年度から導入しています。
宮城県	宮城県	仙台北部工業用水道事業	59	－	118	責任水量制（①時間あたり基本水量を超えて使用した時間が 1 日につき 2 時間以内、②1 日の使用水量が基本水量以内、③時間あたり超過水量が時間あたり基本水量の 5 パーセント以内、のすべてを満たす場合、超過料金は発生しない）	－	－	－		工業用水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少社会の到来や節水型社会の進展等による水需要の減少に伴い料金収入が減少していく一方で、施設や管路等の大規模な更新時期を迎えることから、今後ますます厳しさを増していく見込みです。そこで本県では経営基盤の強化を目指し、民間のノウハウを活用することにより大幅なコスト削減を図ることが可能となる、みやぎ型管理運営方式を令和 4 年度から導入しています。

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和 7 年 4 月）を基に作成。

（注） 令和 5 年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年限に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
宮城県	村田町	村田町工業用水道事業	55	55	82.5		－	－	－		元－事業規模が小さいが、近年工業用水道を利用する業者の減少と毎年給水量が減少しているため経営は不安定である。
秋田県	秋田県	秋田工業用水道事業	15.38	－	30.76		－	－	－		
秋田県	大館市	大館市工業用水道事業	－	－	－	料金制度は、従量制(10,000㎡まで40円/㎡、10,000㎡を超え20,000㎡まで30円/㎡、20,000㎡を超える20円/㎡)を採用し、基本料金や超過料金を設定していない。	－	－	－		当市の工業用水道事業は、良質な水を従量低廉な価格で供給する政策単価となっており、地域経済はもとより雇用の確保にも寄与し、当市の施策としての重要な産業基盤を支えるものとなっています。
秋田県	能代市	能代市工業用水道事業	－	－	－	令和 7 年度供給単価制定予定	－	－	－		現在施設建設中、令和 8 年度給水開始予定
山形県	山形県	酒田工業用水道事業	30	－	60	企業管理者が承認した申込水量以下の水量に基本料金、超えた水量に超過料金が適用される。	－	－	－		
山形県	山形県	八幡原工業用水道事業	30	－	60	企業管理者が承認した申込水量以下の水量に基本料金、超えた水量に超過料金が適用される。	－	－	－		
山形県	山形県	福田工業用水道事業	30	－	60	企業管理者が承認した申込水量以下の水量に基本料金、超えた水量に超過料金が適用される。	－	－	－		
山形県	東根市	東根市工業用水道事業	－	60	120		－	－	－		
山形県	小国町	小国町工業用水道事業	－	20	90		－	－	－		
福島県	福島県	磐城工業用水道事業	－	14.1	28.2	電気料金高騰の影響で動力費が増加したため、令和6年1月から令和8年3月まで使用料金は0.9円、超過料金は1.8円上乗せしている。	－	－	－		
福島県	福島県	勿来工業用水道事業	－	5.7	11.4	本勿来：電気料金高騰の影響で動力費が増加したため、令和6年1月から令和8年3月まで使用料金は0.9円、超過料金は1.8円上乗せしている。	－	11.4	22.8	南台：電気料金高騰の影響で動力費が増加したため、令和6年1月から令和8年3月まで使用料金は2.7円、超過料金は5.4円上乗せしている。	
福島県	福島県	小名浜工業用水道事業	－	3.8	7.6	電気料金高騰の影響で動力費が増加したため、令和6年1月から令和8年3月まで使用料金は0.9円、超過料金は1.8円上乗せしている。	－	－	－		
福島県	福島県	相馬工業用水道事業	－	45.2	90.4		－	－	－		
福島県	いわき市	いわき市好間工業用水道事業	50	50	100		－	－	－		

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和 7 年 4 月）を基に作成。

（注） 令和 5 年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年限に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
福島県	南相馬市	南相馬市工業用水道事業	31.1	31.1	62.2	例）1月分の使用料＝1日あたりの契約水量×31.10円×1月分の日数×消費税率	－	－	－		
福島県	白河市	白河市工業用水道事業	60	－	120		－	－	－		
福島県	西郷村	大平工業用水道事業	39	39	78		－	－	－		
福島県	西郷村	楢山工業用水道事業	34	34	68		－	－	－		
福島県	西郷村	長久保工業用水道事業	25	25	50		－	－	－		
福島県	双葉地方水道企業団	双葉地方工業用水道事業	－	50	100	基本料金（円）＝各工業用水道需給会社の契約水量（㎡/日）×その月の日数（日）×使用料金（50円/㎡） 超過料金（円）＝各工業用水道需給会社のその月における超過使用水量の合計量（㎡）×超過料金（100円/㎡）	－	－	－	0	工業用水の使用水量が減っていく傾向にあります。
茨城県	茨城県	鹿島第１・２期工業用水道事業	20	－	40	特定料金（※）：20.00円／㎡ （※特定使用水量（基本使用水量を一時的に超える水量のうち、あらかじめ承認を得た水量）に対する料金）	－	－	－		
茨城県	茨城県	鹿島第３期工業用水道事業	45	－	90	特定料金（※）：45.00円／㎡ （※特定使用水量（基本使用水量を一時的に超える水量のうち、あらかじめ承認を得た水量）に対する料金）	－	－	－		
茨城県	茨城県	那珂川工業用水道事業	20	－	40	特定料金（※）：20.00円／㎡ （※特定使用水量（基本使用水量を一時的に超える水量のうち、あらかじめ承認を得た水量）に対する料金）	－	－	－		
茨城県	茨城県	県南西広域工業用水道事業	93	－	186	特定料金（※）：93.00円／㎡ （※特定使用水量（基本使用水量を一時的に超える水量のうち、あらかじめ承認を得た水量）に対する料金）	－	－	－		
茨城県	茨城県	県央広域工業用水道事業	56	－	112	特定料金（※）：56.00円／㎡ （※特定使用水量（基本使用水量を一時的に超える水量のうち、あらかじめ承認を得た水量）に対する料金）	－	－	－		
茨城県	常陸太田市	常陸太田工業用水道事業	45	45	90		－	－	－		
茨城県	常陸太田市	金砂郷工業用水道事業	65	65	90		－	－	－		
茨城県	北茨城市	北茨城市工業用水道事業	17	17	34	基本使用水量に達しない場合においても、基本使用水量まで使用したのみなす。（責任使用水量制）	－	－	－		料金改定を含めた財政健全化策を検討中だが、実施時期や改定幅は未定。

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和７年４月）を基に作成。

（注） 令和５年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
茨城県	高萩市	高萩市工業用水道事業	26.4	－	52.8		－	－	－		
茨城県	高萩・北茨城広域事務組合	高萩・北茨城広域工業用水道事業	50	50	100		－	－	－		
茨城県	潮来市	潮来市工業用水道事業	45	45	90		－	－	－		
茨城県	笠間市	笠間市工業用水道事業	63.9	－	127.8		－	－	－		
茨城県	茨城町	茨城町工業用水道事業	100	100	200	基本料金 100円／㎡（税抜）※基本使用水量（契約水量）の料金 特定料金 200円／㎡（税抜）※基本使用水量を超える給水の申込みを受けた場合において給水能力に余裕がある時に、期間を区切って町長が認めた特定使用水量の料金 超過料金 200円／㎡（税抜）※基本使用水量または、特定使用水量を超えて使用した水量の料金	－	－	－		水道事業の経営の一体化により、工水事業の移管先又は廃止の有無などの検討を要する。
栃木県	栃木県	鬼怒川左岸台地地区工業用水道事業	49.39	8.96	101.34		－	－	－		
栃木県	足利市	足利市工業用水道事業	17	17	34	責任水量制	－	－	－		
栃木県	宇都宮西中核工業団地事務組合	宇都宮西中核工業団地事務組合工業用水道事業	45	－	90	経営経費負担金 17円/m³	－	－	－		
群馬県	群馬県	渋川工業用水道事業	12	2	28	令和4年度～令和6年度	－	－	－		令和7年度より料金改定（基本料金12円/m3、使用料金4円/m3、超過料金32円/m3）
群馬県	群馬県	東毛工業用水道事業	33	2	70	平成19年度～令和6年度	－	－	－		令和7年度より料金改定（基本料金33円/m3、使用料金4円/m3、超過料金74円/m3）
埼玉県	埼玉県	埼玉県南部工業用水道事業	22.53	－	45.05	単一料金制のため、使用料金は設定していません。	－	－	－		
埼玉県	㈱久喜菖蒲工業団地管理センター	久喜菖蒲工業用水道事業	42	－	84		－	－	－		
千葉県	千葉県	東葛・葛南地区工業用水道事業	41	－	82	責任水量制を採用のため使用料金は設定無。	－	－	－		
千葉県	千葉県	千葉地区工業用水道事業	30	－	60	責任水量制を採用のため使用料金は設定無。	－	－	－		

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注） 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
千葉県	千葉県	五井姉崎地区工業用水道事業	20	－	40	責任水量制を採用のため使用料金は設定無。	－	－	－		
千葉県	千葉県	五井市原地区工業用水道事業	19.5	－	39	責任水量制を採用のため使用料金は設定無。	－	－	－		
千葉県	千葉県	房総臨海地区工業用水道事業	53	－	106	責任水量制を採用のため使用料金は設定無。基本料金のほかに経営負担金5円/㎡を別に回収。	－	－	－		
千葉県	千葉県	木更津南部地区工業用水道事業	21.5	－	43	責任水量制を採用のため使用料金は設定無。	－	－	－		
千葉県	千葉県	北総地区工業用水道事業	45	－	90	責任水量制を採用のため使用料金は設定無。	－	－	－		
東京都	青梅、羽村地区工業用水道企業団	青梅、羽村地区工業用水道事業	－	30	40	基本料金は契約使用量×30円	－	－	－		
神奈川県	川崎市	川崎市工業用水道事業	34.4	2.3	60.3	左記料金は令和５年度末時点。令和７年４月に料金改定済み。	－	－	－		
神奈川県	横浜市	横浜市工業用水道事業	25.1	４	87.3		－	－	－		
新潟県	新潟県	上越工業用水道事業	21.3	27.7	42.6		－	－	－		
新潟県	新潟県	新潟臨海工業用水道事業	27.3	31.2	54.6		－	－	－		
新潟県	新潟県	栃尾工業用水道事業	19.3	25	38.6		－	－	－		唯一の受水企業が令和５年５月に事業を廃止し、今後も受水企業の見込みがないことに加え、地元長岡市及び栃尾織物工業協同組合の意向を踏まえ、栃尾工業用水道事業を廃止することとした。
新潟県	小千谷市	小千谷市工業用水道事業	45	55	90		－	－	－		売上の96％を占める最大需要家の経営不振が続いているため、工業用水道事業そのものの行き先が不透明となっている。
新潟県	胎内市	胎内市工業用水道事業	22	44	66		－	－	－		
静岡県	静岡県	静岡工業用水道事業	26	－	52		－	－	－		

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和７年４月）を基に作成。

（注） 令和５年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
静岡県	静岡県	ふじさん工業用水道事業	11	1.4	24.8	原水	17	4.6	43.2	浄水	
静岡県	静岡県	湖西工業用水道事業	32	－	64		－	－	－		
静岡県	静岡県	柿田川工業用水道事業	10	－	20		－	－	－		
静岡県	静岡県	西遠工業用水道事業	32	－	64		－	－	－		
静岡県	静岡県	中遠工業用水道事業	32	12	88		－	－	－		
静岡県	御殿場市	御殿場市工業用水道事業	37	－	74		－	－	－		
静岡県	東遠工業用水道企業団	東遠工業用水道事業	41.14	－	82.28	大井川系統	54.45	－	108.9	牧之原系統	
富山県	富山県	富山県西部工業用水道事業	－	22	44		－	－	－		
富山県	富山県	富山八尾中核工業団地工業用水道事業	－	36	72		－	－	－		
富山県	富山県	利賀川工業用水道事業	－	45	90		－	－	－		
富山県	富山市	富山市工業用水道事業	13	－	18		－	－	－		
富山県	高岡市	高岡市工業用水道事業	－	5.7	－		－	－	－		令和５年度より単価改定を実施。令和５年～６年度は経過措置により5.7円/㎡。令和７年度４月から7.0円/㎡とするもの。
富山県	砺波市	砺波市工業用水道事業	27.2	27.2	54.4		－	－	－		
石川県	金沢市	金沢市工業用水道事業	45	－	90		－	－	－		

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和７年４月）を基に作成。

（注） 令和５年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
石川県	能美市	辰口寺井地区工業用水道事業	8.5	－	17	第一工水	35	－	75	第二、第三工水	
石川県	能美市	根上地区工業用水道事業	26.7	－	53.4		－	－	－		
石川県	白山市	白山市鶴来工業用水道事業	－	29	58		－	－	－		
石川県	白山市	白山市松任工業用水道事業	－	29	58		－	－	－		
石川県	川北町	川北町工業用水道事業	－	－	35	配水量が契約水量以下の場合、契約水量×35円×日数	－	－	－		
岐阜県	岐阜県	可茂工業用水道事業	53	－	98		29	－	74	1日あたりの契約水量が500㎡を超える場合は、日量500㎡を超える契約水量部分について適用	
愛知県	愛知県	愛知用水工業用水道事業	26.5	－	59	第1期～3期事業	29.5	－	59	第4期事業	
愛知県	愛知県	東三河工業用水道事業	27	－	64	第1期	32	－	64	第2期	
愛知県	愛知県	西三河工業用水道事業	32	－	64		－	－	－		
愛知県	愛知県	尾張工業用水道事業	30	－	60		－	－	－		
愛知県	名古屋市	名古屋市工業用水道事業	25.5	－	51	時間契約（1時間あたり5㎡以上）	45.9	－	51	月間契約（1月あたり700㎡～3,000㎡）	
愛知県	新城市	新城市工業用水道事業	36	－	72		－	－	－		
三重県	三重県	北伊勢工業用水道事業	14.5	4	37		－	－	－		
三重県	三重県	中伊勢工業用水道事業	27.4	2	58.8		－	－	－		

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注） 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
三重県	三重県	松阪工業用水道事業	14.9	1.1	32		－	－	－		
三重県	亀山市	亀山市工業用水道事業	29.33	－	29.33	第1期工区（平成19年3月31日以前に第22条の規定により工業用水の使用を開始した区域。）	36.41	－	36.41	第2期工区（平成19年4月1日以後に第22条の規定により工業用水の使用を開始した区域。）	
三重県	津市	津市工業用水道事業	60	60	60		－	－	－		
三重県	多気町	多気町工業用水道事業	25	25	25	多気工業団地	55	55	55	クリスタルタウン工業ゾーン	
福井県	福井県	県営第一工業用水道事業	21	21	63		－	－	－		
福井県	福井県	福井臨海工業用水道事業	36	36	108		－	－	－		
福井県	越前市	越前市工業用水道事業	16	16	32		－	－	－		
福井県	若狭町	若狭町工業用水道事業	45	－	50	責任水量制	－	－	－		
滋賀県	滋賀県	南部工業用水道事業	34.7	8	85.4		－	－	－		施設最大稼働率は推定値である。
滋賀県	滋賀県	彦根工業用水道事業	15	3.6	37.2		－	－	－		施設最大稼働率は推定値である。 彦根浄水場は浄水施設としての能力が無いため総能力は0㎡／日である。
京都府	京都府	長田野工業用水道事業	24	－	48		－	－	－		
大阪府	大阪広域水道企業団	大阪広域水道企業団工業用水道事業	31.3	8.8	80.2	記載の料金水準はすべて税抜である。	－	－	－		水需要の減少への対応として施設のダウンサイジングを図るため、水道用水供給事業との共同施設である三島浄水場を廃止し、大庭浄水場への一元化を行った。三島浄水場の工業用水道事業所有施設については、水道用水供給事業への転用に伴い売却したため、当年度に限り営業外収益（長期前受金戻入）が増加している（約3億円）。
大阪府	みおつくし工業用水コンセッション株式会社	大阪市工業用水道特定運営事業	35	－	70	①基本料金＝責任使用料金	－	－	－		耐震化を推進している大阪市水道事業からのバックアップが可能であるという特性を活かし、日常の安定給水に重点を置いた状態監視保全に基づく老朽化対策を施設のアセットマネジメント方針としている。 料金回収率は、大阪市工業用水道事業会計の決算値と連結し算出している。
兵庫県	兵庫県	揖保川工業用水道事業	4.3	－	－	揖保川第1	14.3	－	－	揖保川第2	料金回収率の詳細 （給水原価） 揖保川第1:1.26円、揖保川第2:9.33円 （供給原価） 揖保川第1:4.3円、揖保川第2:14.3円

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注） 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年限に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
兵庫県	兵庫県	市川工業用水道事業	15	－	－		－	－	－		
兵庫県	兵庫県	加古川工業用水道事業	25	－	－		－	－	－		
兵庫県	神戸市	神戸市工業用水道事業	42	－	84		－	－	－		
兵庫県	伊丹市	伊丹市工業用水道事業	27.5	－	55	責任水量性	－	－	－		
兵庫県	西宮市	西宮市工業用水道事業	42	－	126		－	－	－		
兵庫県	尼崎市	尼崎市工業用水道事業	20.7	4.5	50.4	超過料金については「基本使用水量を超えて使用した水量 1 立方メートルにつき 50円40銭」	－	－	－		本市の工業用水道施設である一津屋取水場は「尼崎市、大阪広域水道企業団、大阪市、西宮市、神戸市」の共同施設であり、取水場以降の管路及び浄水施設である園田配水場については、「尼崎市、伊丹市、西宮市」の共同施設となっている。
兵庫県	高砂市	高砂市工業用水道事業	－	－	－	負担金制度のため、料金水準なし	－	－	－		当市の工業用水道事業は古くから続く負担金制度で運営しているため、給水原価、供給原価が同額となる。また管路の耐震化率が0％であり、今後の管路の更新について受水企業と協議を行っているが莫大な更新費用を要するため、その対応に苦慮している。
兵庫県	朝来市	生野工業用水道事業	20	－	40		－	－	－		
兵庫県	朝来市	和田山工業用水道事業	－	40	－		－	－	－		
兵庫県	福崎町	福崎町工業用水道事業	21	14	48		－	－	－		
和歌山県	和歌山県	有田川第1工業用水道事業	10.7	－	21.4		－	－	－		
和歌山県	和歌山県	有田川第3工業用水道事業	11.1	－	22.2		－	－	－		
和歌山県	和歌山県	紀の川第2工業用水道事業	11.7	－	19.6		－	－	－		
和歌山県	和歌山市	和歌山市工業用水道事業	16.4	－	－	任意消費水量制	16.4	－	25	責任消費水量制	料金収入の大部分は、契約水量分の料金を支払う責任消費水量制によるものであるため、料金収入はほぼ一定に推移している。

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和 7 年 4 月）を基に作成。

（注） 令和 5 年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
和歌山県	紀の川市	紀の川市工業用水道事業	77	77	77	責任水量制	－	－	－		
鳥取県	鳥取県	日野川工業用水道事業	20	－	40		50	－	100	協力金3円／㎡別途徴収（石州府地区のみ）	
鳥取県	鳥取県	鳥取地区工業用水道事業	45	－	90	協力金8円／㎡別途徴収	－	－	－		
鳥取県	鳥取市	鳥取市工業用水道事業	19	19	30	水道メーター料金が別途1月に9,000円	－	－	－		
島根県	島根県	飯梨川工業用水道事業	17.5	17.5	35	使用料金は特定料金を記載。	－	－	－		令和7年4月より料金改定を行い、基本料金及び特定料金について1㎡当たり17.50円→25.00円へ改定。
島根県	島根県	江の川工業用水道事業	45	45	90	使用料金には特定料金を記載。基本使用水量が400㎡を超える部分は基本料金20.00円/㎡	9	9	18	原水部分の料金。使用料金には特定料金を記載。	工業団地の企業向けに工業用水を供給しているため、受水者や水量の増加をするには、企業誘致が必要である。
島根県	浜田市	浜田市工業用水道事業	29	29	33		－	－	－		
島根県	斐川水道水道企業団	斐川町工業用水道事業	45	45	50		－	－	－		供給先の企業業績や経営状況により、使用水量が左右されやすい。
岡山県	岡山県	水島第2・3・4期工業用水道事業	10	4.2	20	①基本料金 毎年責任水量の範囲で承認した基本使用水量1㎡当たりの料金を。 ②使用料金 責任水量から基本使用水量を差し引いた未達水量1㎡当たりの料金を。 ③超過料金 基本使用水量を超えた場合、超過分1㎡当たりの料金を。 上記の他、特定料金（一定期間、基本使用水量を超えて使用する場合、承認した特定使用水量1㎡当たりの料金を）を設けている。（特定料金）12,000円 また水島地区には他に4つの料金単価があります。 （水島3）①11,600円②5,200円③2,200円（特定料金）13,500円 （水島4－1）①13,600円②8,300円③2,200円（特定料金）16,300円 （水島4－2水島）①20,550円②10,500円③4,100円（特定料金）24,650円 （水島4－2水島）①44,460円②24,460円③3,330円（特定料金）88,830円	－	－	－		
岡山県	岡山県	笠岡第1・2・3期工業用水道事業	24.5	12	49	①基本料金 毎年責任水量の範囲で承認した基本使用水量1㎡当たりの料金を。 ②使用料金 責任水量から基本使用水量を差し引いた未達水量1㎡当たりの料金を。 ③超過料金 基本使用水量を超えた場合、超過分1㎡当たりの料金を。 上記の他、特定料金（一定期間、基本使用水量を超えて使用する場合、承認した特定使用水量1㎡当たりの料金を）を設けている。（特定料金）29,400円 また笠岡地区には他に5つの料金単価があります。 （笠岡1第水）①20,100円②9,300円③40,200円（特定料金）24,100円 （笠岡2第水）①33,000円②11,900円③46,000円（特定料金）39,600円 （笠岡2第水）①29,300円②2,300円③56,600円（特定料金）36,600円 （笠岡3第水）①45,000円②40,800円③90,000円（特定料金）54,000円 （笠岡3第水）①38,490円②15,460円③56,950円（特定料金）34,190円	－	－	－		
岡山県	岡山県	勝央工業用水道事業	35	11.8	70	①基本料金：毎年責任水量の範囲で承認した基本使用水量1㎡当たりの料金を入れてます。 ②使用料金：責任水量から基本使用水量を差し引いた未達水量1㎡当たりの料金を入れてます。 ③超過料金：基本使用水量を超えた場合、超過分1㎡当たりの料金を入れてます。 上記の他、特定料金（一定期間、基本使用水量を超えて使用する場合、承認した特定使用水量1㎡当たりの料金）を設けている。（特定料金）42,000円	－	－	－		
岡山県	岡山市	岡山工業用水道事業	25	－	50	税抜き	－	－	－		事業遂行の必要性から、収益規模に比べ大きな建設改良費が必要となるが、その平準化が難しいこと。
岡山県	岡山市	御津工業用水道事業	45	－	90	税抜き	－	－	－		事業遂行の必要性から、収益規模に比べ大きな建設改良費が必要となるが、その平準化が難しいこと。
岡山県	総社市	総社市工業用水道事業	45	－	70		－	－	－		

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注） 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年限に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
岡山県	井原市	井原市工業用水道事業	49.5	－	77	企業ごとに契約水量を定めており、実使用水量が契約水量内の場合 は契約水量（基本料金×契約水量×日数）を徴収している。	－	－	－		
岡山県	津山市	津山市工業用水道事業	49	－	90		－	－	－		市内産業団地への優遇策としてはじまったが、恒常的に収支不足が発生しており、一般会計からの繰入により補填をしている。
岡山県	奈義町	奈義町工業用水道事業	18000	37	73		－	－	－		
広島県	広島県水道広域連合企業団	太田川東部工業用水道事業	21	－	42	定量給水を選択する場合	16.1	7.1	46.4	一般給水を選択する場合	R5.9に企業の一つが撤退したことに伴い、給水量が減少している。
広島県	広島県水道広域連合企業団	太田川東部工業用水道第2期水道事業	36	－	72	広島市、呉市、安芸郡（海田町、府中町）の給水区域における定量給水の料金	50	－	100	東広島市の給水区域における定量給水の料金	
広島県	広島県水道広域連合企業団	沼田川工業用水道事業	30.7	－	61.4	定量給水を選択する場合	26.3	6.4	65.4	一般給水を選択する場合	本事業は施設の運転・維持管理について、指定管理者制度を導入している。
広島県	福山市	福山市工業用水道事業	27.5	1.5	43.5		－	－	－		
広島県	呉市	呉市工業用水道事業	13.8	－	24.4		－	－	－		
広島県	大竹市	大竹市工業用水道事業	13.5	16	16	旧第一期工水	45	53	53	旧第二期工水	
山口県	山口県	小瀬川工業用水道事業	7	2.9	－	種別：第 2 種	5.3	2.8	－	種別：第 5 種	
山口県	山口県	小瀬川第 2 期工業用水道事業	45	－	－		－	－	－		
山口県	山口県	生見川工業用水道事業	6.5	－	－		－	－	－		
山口県	山口県	周南工業用水道事業	21.8	0.6	－	種別：第 2 種	6.2	1.2	－	種別：第 5 種	
山口県	山口県	向道・川上工業用水道事業	4.9	0.4	－	種別：第 1 種。このほか第 5 種で基本料金5.10円／㎡、使用料金0.40円／㎡と定めている。	5.6	1.1	－	種別：第 2 種	

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和 7 年 4 月）を基に作成。

（注） 令和 5 年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
山口県	山口県	富田・夜市川工業用水道事業	17.2	4.6	－		－	－	－		
山口県	山口県	佐波川工業用水道事業	13.5	－	－		－	－	－		
山口県	山口県	佐波川第2期工業用水道事業	50	－	－		－	－	－		
山口県	山口県	厚東川工業用水道事業	4.6	1.2	－	種別：第1種及び第5種	5.2	1	－	種別：第2種。このほか、第4種で基本料金18.50円／㎡、使用料金9.60円／㎡と定めている。	
山口県	山口県	厚東川第2期工業用水道事業	18.5	9.6	－		－	－	－		
山口県	山口県	厚狭川工業用水道事業	19.4	16.4	－		－	－	－		
山口県	山口県	木屋川工業用水道事業	8.8	－	－	種別：第1種	11.1	－	－	種別：第5種	
山口県	山口県	木屋川第2期工業用水道事業	50	－	－		－	－	－		
山口県	山口県	末武川工業用水道事業	17.2	4.6	－		－	－	－		
山口県	山口県	島田川工業用水道事業	49.5	－	－		－	－	－		
山口県	岩国市	岩国市工業用水道事業	20.2	20.2	40.4	契約水量による責任水量制を採用している	20.2	20.2	40.4		大口ユーザーの撤退により、工業用水道事業の経営が危ぶまれている
山口県	下松市	下松市工業用水道事業	11.35	－	－	分水納付金：4.65円/㎡	－	－	－		山口県企業局に分水卸供給（20,000㎡/日）を行なっている。（営業外収益）
山口県	防府市	防府市工業用水道事業	25.6	－	25.6	責任水量制	－	－	－		受水企業が1社のみであり、受水企業との調整が必要。
山口県	下関市	下関市工業用水道事業	33	33	33	第1種料金（彦島・大和町地区）	32.1	32.1	32.1	第2種料金（小月地区）	

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和7年4月）を基に作成。

（注） 令和5年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
山口県	山陽小野田市	山陽小野田市工業用水道事業	－	32.428	－	契約企業3社毎に料金設定をしている	－	33.165	－	契約企業3社毎に料金設定をしている	
徳島県	徳島県	吉野川北岸工業用水道事業	14.8	－	29.6		－	－	－		
徳島県	徳島県	阿南工業用水道事業	16	－	32		－	－	－		
徳島県	美馬市	美馬市工業用水道事業	44	25	0		－	－	－		
徳島県	那賀町	那賀町工業用水道事業	32	32	64		－	－	－		経営状況は厳しい。人員が足りていないのが現状。
香川県	香川県広域水道企業団	中讃地区工業用水道事業	34	34	68	超過料金の算定方法 1日の時間最大使用水量が基本使用水量/24×1.05を超える場合 (時間最大使用水量×24－基本使用水量)×基本料金×2	－	－	－		
愛媛県	愛媛県	松山・松前地区工業用水道事業	14.65	－	29.3		－	－	－		
愛媛県	愛媛県	西条地区工業用水道事業	24.2	－	48.4		－	－	－		ダム負担金は、ダム自体からの予算要望に対する予算確定が毎年度大きく変動すると共にそれに伴う計画の見直しが随時行われることから、単年度で読み取ることは難しい。
愛媛県	松山市	松山市工業用水道事業	16	－	32		－	－	－		
愛媛県	新居浜市	新居浜市工業用水道事業	14.3	14.3	20		－	－	－		
愛媛県	大洲市	大洲市工業用水道事業　大洲事業	12	－	25		－	－	－		
愛媛県	大洲市	大洲市工業用水道事業　長浜事業	21	－	34		－	－	－		
愛媛県	四国中央市	銅山川工業用水道事業	10	－	－		－	－	－		
愛媛県	四国中央市	富郷工業用水道事業	50	－	－		－	－	－		

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和 7 年 4 月）を基に作成。

（注） 令和 5 年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
愛媛県	今治市	今治工業用水道事業	－	11.935	23.87	第1種	－	13.9	26.18	第2種	
愛媛県	今治市	菊間工業用水道事業	－	12.11	24.22	菊間川水系	－	55	66	歌仙ダム水系	
高知県	高知県	鏡川工業用水道事業	16	16	32	使用料金は「特定料金」に置き換えて回答しています。（特定料金：基本使用水量を超えて給水を受けようとする場合に、使用期間及び給水開始の予定を定めて給水申込みした料金）	－	－	－		
高知県	高知県	香南工業用水道事業	28	28	56	使用料金は「特定料金」に置き換えて回答しています。（特定料金：基本使用水量を超えて給水を受けようとする場合に、使用期間及び給水開始の予定を定めて給水申込みした料金）	－	－	－		
福岡県	福岡県	大牟田工業用水道事業	41	－	81		－	－	－		
福岡県	福岡県	苅田工業用水道事業	37	－	73		－	－	－		
福岡県	福岡県	鞍手・宮田工業用水道事業	49.5	－	99	鞍手地区	64.9	－	129.8	宮田地区	
福岡県	福岡県	田川工業用水道事業	53	－	106		－	－	－		
福岡県	北九州市	北九州市工業用水道事業	34	4	47	契約水量300m3/日未満	20	4	47	契約水量300m3/日以上	
福岡県	福岡市	福岡市工業用水道事業	66	－	100		－	－	－		
福岡県	朝倉市	朝倉市工業用水道事業	24	－	48	責任水量制	－	－	－		
福岡県	飯塚市	飯塚市工業用水道事業	30	－	60		－	－	－		
福岡県	豊前市	豊前市東部地区工業用水道事業	45	45	45		－	－	－		
福岡県	香春町	香春町工業用水道事業	－	14	14		－	－	－		

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和 7 年 4 月）を基に作成。

（注） 令和 5 年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
佐賀県	佐賀県	佐賀県東部工業用水道事業	26	－	52		－	－	－		
佐賀県	唐津市	唐津市工業用水道事業	50	－	100	受水事業者と協定書を交わし、協力金として、30.00円/㎡を徴収している。	－	－	－		
佐賀県	伊万里市	伊万里市工業用水道事業	45	－	90		－	－	－		
佐賀県	武雄市	武雄市工業用水道事業	45	－	90		－	－	－		令和 7 年 4 月 1 日付けで武雄市工業用水道事業は休止
佐賀県	佐賀市	佐賀市工業用水道事業	30	－	40	基本料金は基本使用水量に1期分の期間の日数を乗じて得た水量に単価乗じて得た額、超過料金は基本使用水量超過分の水量に単価を乗じて得た額	－	－	－		当市の工業用水道事業については、給水先事業所が 3 社と小規模であり、効率的な事業運営を行うため水道事業と一体的に事業を行っていることから、工業用水道事業に人員は配置していない。そのため、人件費は0となっているが、「人件費相当分」として、水道事業会計へ負担している。
佐賀県	杵島工業用水道企業団	杵島工業用水道事業	45	45	90		－	－	－		
長崎県	諫早市	諫早市工業用水道事業	45	－	90	責任水量制	－	－	－		
長崎県	松浦市	松浦市工業用水道事業	35	35	70		－	－	－		
長崎県	大村市	大村市工業用水道事業	45	－	90		－	－	－		料金値上げが施策上難しいことから、更新費用が料金収入だけでは賄えず他会計の負担を強いる状況となっている。
長崎県	西海市	西海市工業用水道事業	42	42	42		－	－	－		
長崎県	波佐見町	波佐見町工業用水道事業	62	－	125	責任水量制	－	－	－		
熊本県	熊本県	有明工業用水道事業	50	－	100		－	－	－		
熊本県	熊本県	八代工業用水道事業	35	－	70		－	－	－		
熊本県	熊本県	苓北工業用水道事業	50	－	100		－	－	－		

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和 7 年 4 月）を基に作成。

（注） 令和 5 年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。

工業用水道事業における経営状況

都道府県	事業者名	工業用水道事業名	料金水準（円/㎡）				料金水準（円/㎡）				備考
			基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	基本料金	使用料金	超過料金	備考（条件 等）	
熊本県	合志市	合志市工業用水道事業	50	－	100	使用料金は契約水量が業者ごとに違うため、均一ではない	－	－	－		
熊本県	熊本市	熊本市工業用水道事業	50	50	100		－	－	－		
熊本県	大津町	大津町工業用水道事業	45	－	90	大津町工業用水道事業給水条例による	－	－	－		
熊本県	西原村	西原村工業用水道事業	45	－	90		－	－	－		
大分県	大分県	大分県工業用水道事業	15.8	15.8	31.6	区分：第一種 ※第一種とは、大分工業用水道のうち旧大分第三期工業用水道に係る水の料率に相当する区分をいう。	8.8	8.8	17.6	区分：第二種 ※第二種とは、大分工業用水道のうち旧大分第一期工業用水道及び旧大分第二期工業用水道に係る水の料率に相当する区分をいう。	
大分県	杵築市	杵築市工業用水道事業	31	22	63	上記料金は消費税込み	－	－	－		供給先が一者のため、企業債の償還終了前に供給先が事業を停止した場合、料金から費用回収できなくなるリスクがある。
大分県	国東市	国東市第 1 工業用水道事業	60	60	75		60	60	75		
大分県	国東市	国東市第 2 工業用水道事業	61	61	76		61	61	76		
宮崎県	宮崎県	宮崎県工業用水道事業	10	－	21	責任水量制	－	－	－		令和 2 ・ 3 年度に実施したアセットマネジメント計画に基づき、送配水管等の全体的な更新計画を策定し、料金 の見直しについても受水企業から概ね了解を得たところであったが、その後工事の基本設計を行った結果、事業 費の大幅な増額が見込まれることとなったため、事業のあり方を含めて再検討を行っている。
宮崎県	宮崎市	宮崎市工業用水道事業	30	－	40	責任使用水量制	－	－	－		営業外収益の他会計補助金については、電力価格高騰に係る重点支援地方交付金相当額
鹿児島県	鹿児島県	鹿児島臨海第 2 期工業用水道事業	－	45	90	工業用水の供給は、 1 日100立方メー トル以上の水量を使用する者 に対して行なう。基本使用水量及び時間基本使用水量は、 年度の中 途においては、 これを変更しない。	－	－	－		
鹿児島県	霧島市	霧島市工業用水道事業	45	－	90		－	－	－		令和 4 年度決算まで 3 月～ 2 月であった有数水量等の集計・調定期間を令和 6 年度決算から 4 月～ 3 月とするた めの移行措置として、有収水量等の集計・調定期間を令和 5 年 3 月～令和 6 年 3 月の13か月とした。 このため、平常年度よりも料金収入がおよそ 1 か月分増加している。（質問 6 の料金収入、質問 8 の供給単価、 料金回収率に影響あり。）
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島市工業用水道事業	－	35	67		－	－	－		
沖縄県	沖縄県	沖縄工業用水道事業	35	－	70		－	－	－		
沖縄県	大宜味村	大宜味村工業用水道事業	40	40	40		－	－	－		

（出所） 工業用水道事業者を対象としたアンケート（令和 7 年 4 月）を基に作成。

（注） 令和 5 年度末時点の経営状況である。新規、統合及び廃止等により当時の事業数とは合致しない場合がある。

「管路の経年化率」とは、法定耐用年数を超過した管路延長の割合を示したものをいう。事業者において別途、実使用年数に基づく更新基準を定めている場合がある。

「施設最大稼働率」とは、施設能力に対する一日最大給水量の割合を示したものをいう。

「経常収益」とは、営業収益と営業外収益を足しあわせたものをいう。

「経常損益」とは、経常収益から経常費用（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものをいう。

「料金回収率」とは、給水減価に対する供給単価の割合を示したものをいう。